

第一条 (目的) この法律は、情報通信技術の進展に伴い、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律

の 沢寶衣の利益の保護に關する法律

条 この法律は、情報通信技術の進展に伴い、取引デジタルプラットフォームが国民の消費生活にとって重要な基盤となつてゐることに鑑み、取引デジタルプラットフォーム提供者による消費者による販売業者等情報の開示の請求に係る措置並びに官民協議会の設置について定めることにより、取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売（特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二条第二項に規定する通信販売をいう。以下同じ。）に促進、内閣総理大臣による取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請及び消費者による販売業者等情報の開示の請求に係る措置並びに官民協議会の設置について定めることにより、取引デジタルプラットフォームを利用することによる取引の適正化及び紛争の解決の促進に関する法律（令和二年法律第三十八号）第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場所を有するものをいふ。当該デジタルプラットフォームを利用する消費者が、その使用に係る電子計算機の映像画面に表示される手続に従つて当該電子計算機画面を用いて送信することによって、販売業者等に対し、通信販売に係る売買契約又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の申込みの意思表示を行うことができる機能

二 当該デジタルプラットフォームを利用する消費者が、その使用に係る電子計算機の映像画面に表示される手続に従つて当該電子計算機画面を用いて送信することによって、競りその他の政令で定める方法により販売業者等の通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方となるべき消費者を決定する手続に参加することができる機能（前号に該当するものを除く。）

3 この法律において「消費者」とは、個人（商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く。）をいう。

4 この法律において「販売業者等」とは、販売業者又は役務の提供の事業を営む者（自らが提供する取引デジタルプラットフォームを利用して商品若しくは特定権利（特定商取引に関する法律第二条第四項に規定する特定権利をいう。次条第一項第二号及び第四条第一項において同じ。）の販売又は役務の提供を行なう場合におけるものを除く。）をいう。

（取引デジタルプラットフォーム提供者の努力義務）

第三条 取引デジタルプラットフォーム提供者は、その提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に資するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならぬい。

一 当該取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引について、その提供される場における販売業者等による商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件の表示に關し当該取引デジタルプラットフォームを利用する消費者から苦情の申出を受けた場合において、当該苦情に係る事情の調査その他の当該表示の適正を確保するため必要と認める措置を講ずること。

二 当該取引デジタルプラットフォームに利用する販売業者等に對し、必要に応じて、その所在に關する情報その他の販売業者等の特定に資する情報の提供を求ること。

三 当該取引デジタルプラットフォーム提供者は、内閣府令で定めるところにより、その提供する取引デジタルプラットフォームを利用する消費者に対し、前項の規定に基づき当該取引デジタルプラットフォーム提供者が講じた措置の概要及び実施の状況その他の内閣府令で定める事項を開示するものとする。

2 内閣総理大臣は、取引デジタルプラットフォーム提供者が行う前二項の措置に關して、その

第四条 内閣総理大臣は、取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請（取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請）

第一条 内閣総理大臣は、前項の規定による要請をしたときは、その旨を公表することができる。

第二条 取引デジタルプラットフォーム提供者は、第一項の規定による要請を受けて当該要請に係る措置をとった場合において、当該措置により販売業者等に生じた損害については、賠償の責任を負わない。

（販売業者等情報の開示請求）

第五条 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者は、当該取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る販売業者等との間の売買契約又は役務提供契約に係る自己の債権（金銭の支払を目的とし、かつ、その額が内閣府令で定める額を超えるものに限る。）を行使用するために、当該販売業者等の氏名又は

適切かつ有効な実施に資するためには、必要な指針を定めるものとする。

名称、住所その他の当該債権の行使に必要な販売業者等に関する情報として内閣府令で定めるもの（以下この項及び次項において「取扱業者

と認める者をその構成員として加えることがで
きる。

(官民協議会の事務等)

第七条 官民協議会は、前条第一項の目的を達成するため、必要な情報を交換し、及び取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護のための取組に関する協議を行うとともに、内閣総理大臣に対し、取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に関する施策に関する意見述べるものとする。

2 官民協議会の構成員（次項において単に「構成員」という）は、前項の協議の結果に基づき、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護のために必要な取組を行うものとする。

3 官民協議会は、第一項の規定による情報の交換及び協議を行い、若しくは同項の意見を述べたため必要があると認めるとき、又は構成員が行う取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護のための取組に関する他の構成員から要請があつた場合その他の内閣府令で定める場合において必要があると認めるときは、構成員に対し、取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 官民協議会の庶務は、消費者庁において処理する。

(秘密保持義務)

第八条 官民協議会の事務に従事する者又は官民協議会の事務に従事していた者は、官民協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（官民協議会の定める事項）

第九条 前三条に定めるもののほか、官民協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、官民協議会が定める。

(内閣総理大臣に対する申出)

第十条 何人も、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基

べく措置その他適當な措置をとらなければならぬ。

(権限の委任)

第十一條 内閣総理大臣は、この法律による権限（第三条第三項及び第四項、第六条第一項並びに第七条第一項の規定によるものを除く。）を

消费者庁長官に委任する。

(内閣府令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(罰則)

第十三条 第八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第二条 第五条の規定は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者が当該取引デジタルプラットフォームを利用して行う通信販売に係る売買契約又は役務提供契約であつて、この法律の施行の日以後に販売業者等との間で締結するものについて適用する。

(経過措置)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日